

専攻科の修了認定に関する規則

(趣旨)

第1条 専攻科の修了認定に関する事項は、この規則の定めるところによる。

(修了認定)

第2条 専攻科の修了認定は、専攻科に2年以上在学し、次表に定める単位数を取得している者に対して行う。

区 分		修得単位数	備 考
教養科目	必修	8 単位	
	選択	2 単位	
専門共通科目	必修	14 単位	
	選択	2 単位	
専門展開科目	必修	電子機械工学専攻 18 単位	
		応用物質工学専攻 18 単位	
	選択	電子機械工学専攻 2 単位	
教養科目 専門共通科目 専門展開科目	選択	電子機械工学専攻 16 単位以上 応用物質工学専攻 18 単位以上	専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則(平成16年規則第20号)第11条及び規則第12条に規定する授業科目について、8単位を限度として専門共通科目として認定することができる。
合 計		62 単位以上	

2 別に定める学習・教育目標の達成度評価基準を満たしていること。

第3条 前条の修了認定は、専攻科の授業科目担当教員で組織する修了認定会議の意見を聞いて、校長がこれを行う。

第4条 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年5月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 規則第2条第2項の規定は、平成15年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者に係る単位数については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年12月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年2月6日から施行する。

専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則

(趣旨)

第1条 本校専攻科における授業科目の履修及び単位の修得について必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、講義、外国語（語学に限る。以下同じ。）、輪講、実験及び特別研究に分類する。

(1単位当たりの履修時間)

第3条 1単位当たりの履修時間は、次表のとおりとする。

講	義	15	時	間
外	国	30	時	間
輪	講	30	時	間
実	験	45	時	間
特	別	45	時	間
研	究			

(履修届)

第4条 学生は、学期毎に履修届を学生課教務係へ提出するものとする。

(試験)

第5条 試験は、定期試験及び追試験とする。

2 試験は、特別の事情がない限り、その授業の終了する学期末に実施する。

3 定期試験の科目、日時その他の必要な事項は、試験開始日の2週間前(追試験にあつては、1週間前)までに公示する。

なお、学期中間の講義中に中間試験を原則として行う。

4 試験を受けることができる者は、当該学期における当該授業科目を履修した者とする。

5 欠席時数が講義時間数の5分の1を超える者については、定期試験を受験した場合であっても、その科目の単位を認めない。ただし、授業科目の欠席時数が3分の1以内で、その欠席時数が主として長期の疾病に起因する場合に限り考慮することがある。

(追試験)

第6条 追試験は、次の各号の一に該当することにより、定期試験が受けられなかったときに限って受けることができる。

(1) 病気

(2) 事故

(3) 2つ以上の科目の試験時間が重複する場合

(4) その他やむを得ない事情と認められる場合

2 追試験を受けようとする者は、授業科目担当教員の許可を受けた上で、別記様式第1に定める追試験届を学生課教務係へ提出しなければならない。

(不正行為の取扱い)

第7条 定期試験、追試験及び中間試験について不正行為を行った場合には、当該不正行為者の当該試験科目の点数は0点とする。また、当該試験におけるその他の試験科目の点数については、60点を上

限とする。

(成績の評価)

第8条 授業科目の成績評定記号は、「優」、「良」、「可」又は「不可」とする。

2 評定は、試験結果を100点法によって行い、次の点数基準により表す。

優 100点 - 80点

良 79点 - 65点

可 64点 - 60点

不可 59点以下

(単位の認定)

第9条 前条の「優」、「良」又は「可」の評定記号を得たものを単位修得として認定する。

(単位の再認定)

第10条 前条の単位が認定されなかった授業科目については、第5条第4項の規定にかかわらず、次年度に限り当該授業科目を履修することなく試験を受け、単位の再認定を求めることができる。

2 前項により単位の再認定を求める者は、授業科目担当教員の許可を受けた上で、別記様式第2に定める再認定希望届を学生課教務係へ提出しなければならない。

(大学等における授業科目の履修等)

第11条 学則第52条の規定により、大学等における学修等を本校における授業科目の履修とみなし、単位の認定を受けようとする者は、他大学等の授業を履修する前に別記様式第3に定める大学等における学修申請書を学生課教務係に提出し、履修後は別記様式第4に定める大学等における学修単位認定申請書を同係に提出しなければならない。

2 前項の規定により認定を受けた単位のうち、修了認定に係る単位数は、別に定める。

(他の専攻における授業科目の履修)

第12条 他の専攻で開設されている専門展開科目の学修を専門共通科目の履修とみなし認定することができる。

2 前項により単位の認定を受けようとする者は、第4条に規定する履修届に記入するものとする。

3 第1項により認定することができる単位数は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。